

介護職員初任者研修学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 社会福祉法人 高岡市社会福祉協議会

富山県高岡市清水町1丁目7番30号

(開講の目的)

第2条 高齢者及び障害者の増加、多様化するニーズに適切に対応できる介護を提供するため、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

(研修の名称)

第3条 社会福祉法人高岡市社会福祉協議会 介護職員初任者研修

(研修の課程・方法)

第4条 介護職員初任者研修課程 通学方式

(実施場所)

第5条 高岡市社会福祉協議会館(社協ヘルパーステーション、社協デイサービスセンター含む)高岡市ふれあい福祉センター

(研修期間)

第6条 概ね3ヶ月とし、年1回開講する。但し、補講を行う場合にあっては講座開始から8ヶ月以内とする

(研修カリキュラム)

第7条 別紙「研修カリキュラム」のとおり

(講師氏名)

第8条 別紙「講師一覧」のとおり

(研修修了の認定方法)

第9条 全科目を履修し、かつ各科目「修了時の評価ポイント」に沿って習得度を評価する。「9. ところとからだのしくみと生活支援技術」における、介護に必要な基礎知識の理解度は筆記による確認テストで行い、生活支援技術の習得状況は実技試験で確認を行う。修了評価試験は全科目履修後に1時間程度実施し、60点以上を合格とする。それらを総合的に判断し、水準以上と認められた者に対して修了証明書および携帯用修了証明書を発行する。また、修了評価試験が不合格の場合1回を限度に再試験を受けることができる。

(補講等)

第10条 修了評価試験で習得が十分でない場合は補講等を行うこととする。

2 やむを得ない事情で研修を欠席した場合に限り補講を実施する。

3 補講を受ける場合は、代金を添えて申し出ること。(1時間1,000円)

(受講対象者及び定員)

第 11 条 心身共に健康で、訪問介護や在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者で全課程に出席できる者。定員は 20 名程度とする。

(受講手続)

第 12 条 受講手続は下記のとおりとする。

- (1) 当協議会指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。
但し、定員に達した時点で申込受付は終了する。
- (2) 受講決定した受講者に、受講決定通知書を送付する。
- (3) 受講通知書を受取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
但し、途中で辞められても受講料の返還はしない。
- (4) 受講申込時に運転免許証、健康保険証等により本人確認を行う。

(受講料)

第 13 条 60,000 円 (別途テキスト代必要) とする。

(施行細則)

第 14 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当法人がこれを定める。

附則

(施行期日)

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この学則の一部を改定し、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。